

Title	徽州文書にみられる「会」組織について
Sub Title	The Hui (会) association in the Huizhou archives
Author	渋谷, 裕子(Shibuya, Yuko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1997
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.67, No.1 (1997. 9) ,p.45- 75
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19970900-0045">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19970900-0045</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 徽州文書にみられる「会」組織について

渋谷 裕子

## 目次

- 一 はじめに
- 二 祭祀関係の会簿
  - I 祭祀の種類
  - II 組織構成の種類
    - A 既成の特定集団を組織基盤とするもの
      - a 地縁集団を基盤とするもの
      - b 父系集団を基盤とするもの
    - B 個人の任意参加によるもの
- 三 合会関係の会文書
- 四 その他の会簿
- 五 おわりに

## 一 はじめに

本稿は、中国社会科学院歴史研究所（以下歴史研究所と略す）に所蔵されている徽州文書のなかの「会」文書の一部を紹介し、徽州社会における会組織の特徴について考察を加えたものである。

徽州文書には、民間の様々な会組織の運営状況を記した会文書が存在する。会文書には会の運営規約を記した「会規」と、会の運営収支を記した帳簿（「会簿」）があり、その一部は中国社会科学院歴史研究所収蔵整理『徽州千年契約文書』（第一編・第二編、各二〇巻、石家莊、花山文藝出版社、一九九一）に収められている。<sup>(1)</sup>徽州文書の帳簿史料は、当時の社会の日常生活や経済状況を知る上で貴重なデータを含んでいるが、記載内容の大半が

毎年の細かい収支項目と金額で占められており、分析作業に手間取ることから、その整理、研究作業は土地契約文書等と比べて十分には進められていないのが現状である。<sup>(3)</sup>

会簿の主体者である「会」とは、中国の伝統社会において、一定の人々が一定の共同活動を実施するために定期的に集ることを目的として結成された民間組織のことをいう。<sup>(4)</sup> 明清期の徽州農村社会には、祭祀、金融、娯楽など様々な目的をもって組織された会が存在した。筆者は、以前徽州文書を用いて、休寧県農村の元宵節祭祀運営組織と婺源県農村社会内における各種の「会」組織の存在形態について考察を行ったことがある。<sup>(5)</sup> その結果、検討した「会」組織には、以下のような共通する組織原理が存在することを確認した。

一、特定の責任者をおかないで会員全員が交替で運営責任者の任務につく。

二、運営方法は常に全員の合議制によって決められており、会員間に平等互恵の原則が貫かれている。

これらの「会」組織を支える平等互恵や合議制等の原理は、中国民衆における様々な自律行動に見出されるものである。同時にこれらの原理は、アジアにおける朝鮮

の民間組織「契」や日本の「講」の組織原理と共通性が見出されるものであり、<sup>(6)</sup> いわば国家や時間枠を越えた民衆の行動原理によって生成されたシステムであると推定される。

一方、中国、韓国、日本の伝統農村社会には、父系制度下における長幼や尊卑の序に代表されるヒエラルキカルな秩序原理も存在している。ヒエラルキカルな秩序原理は、儒教的倫理体系によって支えられ、秩序を維持する側から有形のテキストが与えられているのに対して、「会」に代表される民衆の協同性や互酬行為については、その行動原理が明確に倫理体系化されることがないまま現在に至っている。<sup>(7)</sup>

本稿では、前回紹介した元宵節祭祀組織以外の祭祀組織および「合会」、「約会」の運営簿の内容を検討し、会の組織原理の以下の点について考察を加えていきたい。

一、会組織と地域に既存する社会集団との関係について。会システムを機能させるうえで、個人の自律性および個人が帰属する地縁、血縁集団はどのように利用されているのか。

二、会に存在する平等互恵原理の実態について。実際の生活においては必ずしも経済的、社会的に同等の状

況におかれていない人間同士が会組織の下で結ばれたとき、平等互恵の原則はどの様に理解され実践されるのであろうか。

今回筆者は、歴史研究所の会簿を閲覧する機会にめぐまれた。閲覧時間が短かったため一部の帳簿しか見ることができなかったが、その中で同研究所周紹泉教授の格別のご指導の下、史料的价值の高い会簿数点を選んでその概要を検討し抄写することが出来た。ここにその概要を紹介することができるのは、ひとえに周教授の諸方面にわたるお力添えによる。同時に同研究所の梁勇、阿風先生にも、未整理中の史料の山から筆者の見たい文書を探して下さる等、協力を賜った。あわせて深く感謝の意を表わしたい。

## 二 祭祀関係の会簿

徽州文書の会簿類のなかでは、祭祀運営会に関する会簿が最も多い。まずこれら祭祀会簿の概要を紹介しておきたい。

### I 祭祀の種類

筆者が歴史研究所および安徽省博物館、南京大学歴史系資料室所蔵（以下南京大学と略す）の徽州文書で閲覧

徽州文書にみられる「会」組織について

した祭祀会簿にみられた祭祀名を挙げる。祭祀名と祭祀の実施月日、祭祀会簿名、記帳期間、掲載所蔵機関名の順に記す。ここでは頁数の関係で代表的な祭祀簿を各祭祀につき一件だけ挙げることにしたい。

#### ①元宵節（二月十五日）

『祝聖會簿』<sup>8)</sup> 崇禎十一年～民国三〇年（一六三八～一九四一）、南京大学

#### ②社祭（立春・立秋後の第五戌の日）

『社神會約司年議帳』乾隆二十六年（一七六一）、安徽省博物館

#### ③上帝會祭祀（三月二日）

『上帝會祠會簿』同治五年～光緒一八年（一八六六～一八九二）、歴史研究所

#### ④清明節（冬至から一〇五日目より三日間）

『孟氏清明祭祀帳簿』崇禎一五年～乾隆八年（一六四二～一七四三）、歴史研究所

#### ⑤仏会（四月八日の仏生誕日）

『祁門胡氏佛會簿』雍正五年～嘉慶二〇年（一七二七～一八一五）、歴史研究所

#### ⑥船会（端午節）

『祁門船會規則』咸豐四年（一八五四）、歴史研究所

⑦ 関帝会 (関羽生誕日、五月一三日)

『關帝會簿』 道光二九年～宣統二年 (一八四九～一九一〇)、南京大学

⑧ 地藏神会 (七月三〇日、地藏生誕日)

『地藏神會簿』 光緒元年 (一八七五) 安徽省博物館

⑨ 冬至

『冬至祀簿』 咸豐六年～光緒二十三年 (一八五六～一八九七)、歴史研究所

⑩ 張仙会

『張仙會簿』<sup>(9)</sup> 乾隆四六年 (一七八一)、歴史研究所

⑪ 太子会

『太子神會簿』<sup>(10)</sup> 道光一〇年～同治二三年 (一八三〇～一八七四)、南京大学

これらの祭祀には、おおよそ以下の四つの要素のいずれかが関係している。

一、歳事に関する祭祀 (①元宵節、②社祭、⑥端午節)

二、祖先信仰に関する祭祀 (④清明節、⑨冬至)。

三、一般神信仰に関する祭祀 (⑦関帝会、⑧地藏神会、

⑩張仙会、⑪太子神会)

四、仏教信仰に関する祭祀 (⑤仏会)

帳簿の記載から判断する限り、これらの祭祀の大半が上記の要素を複合的に包含している。例えば、『祝聖會簿』にみられた元宵節祭祀は、当日を徽州の地域神である汪華の誕生日でもあるとして、元宵節の燈籠行列と汪華の神誕祭祀の迎神賽會を同時に実施している。後述する「船会」においても、端午節に竹で作った船を河に流すことによつて瘟神を駆除するという道教的色彩の濃い治病儀礼と、船に土地神、太陽神等の諸神をのせ、県下を所轄する諸神を行列の先頭において県城を巡遊させる迎神賽會を同時に実施している。民間祭祀では祭祀名と実際の活動内容に隔たりがある場合が少なくない。同一祭祀名でも、活動内容に様々なバリエーションがみられるのである。また、祭祀を名目として発足した会でも、実際は宴会等の親睦活動や会員間の金の貸借が中心になつている場合もある。いずれにしても、会簿の断片的な記載のみから祭祀行事の具体的内容を明らかにすることは難しいので、今回は祭祀の活動内容については今後の課題とし、組織構成や運営方式の分析を通じて主体者の行動原理を考察していきたい。

## II 組織構成の種類

徽州文書の祭祀会簿には、会の運営規約、毎年の祭祀運営収支等が記載されている。これらの中には会員名や毎年の運営責任者名が具体的に記されていて、そこから祭祀組織の構成を推定できる場合もある。推定することができた祭祀組織を組織構成からみると以下のように大別できる。<sup>(1)</sup>

A 既成の特定集団を組織基盤とするもの

a 地縁集団を基盤とするもの

b 父系集団を基盤とするもの

B 個人の任意参加によるもの

AとBとは、会における個人と組織の関係が本質的に異なるため、その組織構成、主体者の行動原理もおおのずから異ってくる。以下AとBの各祭祀組織の特徴と代表例を紹介していきたい。

A 既成の特定集団を組織基盤とするもの

地域社会に重層的に存在する様々なレベルの地縁、血縁集団が運営組織となつて、組織の結合力の維持を図るために祭祀を行う場合である。個人は帰属する小集団を通じて間接的に祭祀組織に参加した。多くの場合、組織

の紐帯のシンボルにふさわしい祭神がえらばれ、管轄地域を巡遊する迎神賽會が実施される。

a 地縁集団を基盤とするもの。

上記①～⑪の祭祀会簿の中で、①『祝聖会簿』、⑥『祁門船會規則』、⑪『太子神會簿』の運営組織が地縁集団を基盤とするものと推定される。

①『祝聖会簿』の運営組織は、既に筆者が紹介したことがある(注(3)③論文)。管見の及ぶ限りでは徽州文書の祭祀会簿において、最も具体的に組織の実態が記録されているので、ここに概要をまとめておく。

この祭祀は、休寧縣一三都三図の住民を対象とした祭祀で、元宵節期間に徽州の土地神である越国王汪華の迎神賽會が実施された。運営組織は、合わせて十数股からなる祭祀当番グループによつて構成され、当番グループは地域内の汪、呉姓の両宗族下の十数戸の支派集団が請負い、毎年輪番制で祭祀当番に当つた。つまり両宗族に属する支派集団が地方神を紐帯として連合して結成された地縁集団が祝聖会の運営組織であり、個人は所属する支派を通じて祭祀組織に参加した。この組織は発足時の祭祀当番を請け負った支派集団によつて、三百年にわ

たつて世襲的に受けつがれた。運営方法は運営集団全体による合議制である。合議制をとったことにより、祭祀請負単位である支派集団間が平等な関係で結ばれた。

⑩『太子神會簿』の太子神会の場合、西隅（県城名は不詳）が対象区域で、この地区に住む胡、唐両姓が各六股、計一二股の運営グループをつくり、毎年輪番で一月一八日に実施される太子神祭祀の祭祀責任者をつとめている。会簿の序では、乾隆年間から四〇年あまり継続している会の規律が最近乱れ、会の財産を私物化する会員がいることから、新たに、祭儀（宴席）、分胙、会が所有する祭田の收租等に関する規約を定めている。会の規約はすべて一二股の合議の下で決め、規約に従わない会員は等しく罰金を会に納めることを規定している。<sup>(12)</sup>

⑥『祁門船會規則』（端午節祭祀）の対象地域は明記されていないが、おそらく祁門県城内の住民であると推定される。運営組織は、福会と船会の二つの組織から構成されている。

ここでは、祝聖会より広範囲な地域を対象とした地縁祭祀の規約が記された、⑥『祁門船會規則』の一部を紹介する。

『祁門船會規則』(⑥) 咸豊四年(一八五四)

中国各地には瘟神(伝染病をひきおこす神)信仰に関する様々な祭祀行事が伝わっている。紙や竹で作った船を河に流すことで、地域の悪鬼瘟疫を境外に送り出し駆除するという集団行事が長江流域の各地において顕著であり、端午節に実施されることが多い。<sup>(13)</sup>

第一頁には、請神儀礼において用いられたと思われる神疏文が記されている。

神筆靈靈破天罡、夜行伏帥下天堂、書符自有神人助、  
棄骨神人得一萬。早朝暮雨風吹、吵吵見清師、見天  
翁。學武得一年。學武得一月。學武得一時。學武得  
一日。刻刻斬妖精。勅祀神、神向東、東方神祇走茫  
茫、勅祀南、南方神祇走茫茫、勅祀西、西方神祇走  
茫茫、勅祀神、神向北、北方神祇走茫茫、勅祀神、  
神向中、中央神祇走茫茫。若有強言不伏安、六丁催  
斬化爲塵。恕我禮其符、度度有聖、度度有靈、度度  
追逃逃人到、度度追賊賊必來。吾奉太上老君急急如  
律令。

伏以端陽佳節、謹依年例、降福收瘟、常伏張大王之  
主宰、肇興會次、當遵史縣主少卿之成規。拗竹造龍  
舟、搖旗喧鑼鼓、笛韻永清、鑼聲遠徹。迎神隊遊行

街坊、陸地行舟、兒郎奪彩、三日一風、十日一雨。

時和歲登、民安物阜。七郷豊稔、一邑永康。神聖威嚇、官民樂業。凡居時序、悉頼旃幟。謹疏。首人重修。嘉慶癸亥年清和月後學桐封葉圭沐手敬書。

本稿では祭祀行事についての具体的な検討は省くが、この神疏と『祁門縣志』の記事<sup>(14)</sup>および『黄山旅游文化大辞典』(合肥、中国科学技术大学出版社、一九九四年、五三二頁)の「神船游街」の項をもとに祭祀の概要を紹介しておく。この祭祀は宋の大觀三年(一一〇九)、祁門縣蔚史東の提唱によつて始まつたとされる。祭祀は端午節に、骨組を竹で作り表面を厚紙でおおつた上に絵を描いた龍船(長さ一二メートル、幅一メートル、船首に龍首の形を飾る)に、太陽神、土地神、判官、小鬼に扮した一二人の児郎をのせる。それを三〇名あまりの壮夫がかつぎ、鑼鼓や笛をならして祁門縣城内の街坊を遊衍するといふものである。『祁門縣志』によれば、宋より継承されたこの祭祀は、道光二年に陳君盛が田租三〇餘畝を祭田として寄進したのを機に、福会と船会の運営組織を発足させた。「船会」は神船の製作や遊衍を担当し、「福会」は元帥などの諸神の迎神賽會を担当した。また、神疏に「七郷豊稔、一邑永康」とあり、この祭祀は祁門

県全体を対象地域としていふことがわかる。

二頁目からは、運営に関する次の内容が記されている。

①祭祀およびその準備作業の具体的な日程

主要日程に関する具体的な作業手順が記されている。

概要は以下の通りである。

三月二九日 神座を雙忠廟に迎える儀式。

四月初二日 造船、画船の専門職人を迎える。

四月一五日 船会が神船を造り始める。

四月二四日 「迎生福」―福会の今年の担当者を迎える

という意味と思われる。

四月二九日 「迎熟福」―福会の昨年の担当者を迎える

という意味と思われる。

五月初一、二、四日 収瘟

五月五日 神船の巡遊。来年度の船会への引き継ぎ。

②各工程に必要な人数の規定

ここには、各工程に必要な人員数、関係者に配る開催通知の形式等が記されている。これによると、造船、画船、道士、吹手、木匠等は外部から専門職を要請している。児郎(諸神に扮する役)や夫馬(巡遊時、神像や鑼鼓の担ぎ手)については、相当の人員が必要とされ、特に夫馬はのべ七五名が必要と記されている。



③ 作業規則

児郎、造船、画船、道士、吹手に対する具体的な作業規定。

④ 関係者に対する報酬の規定

⑤ 船会が所有する祭田の租額一覽

⑥ 船会、福会会員名簿

両会の会花戸として、計一九二名の名前が記されている。全体が子年から亥年までの一二支名がつけられた一二グループにわけられ、各グループに船会、福会の各八名の名前が記されている。試みに子年のメンバーを記す。

船會花戸芳名

子 李仕恭 馬惟中 方本生 謝 太 胡 鐸  
徐仲英 王可旺 汪受首  
年 方永成 黄 中 饒 渊 方 敏 方 昱  
黄 炫 徐 行 宋王生

船会と福会の請負組織は、共に複数の姓によって構成されていることが確認できる。

なお船会の祭祀規約では、特に「首人」に関する行動規定が多くみられる。<sup>(15)</sup>この「首人」は、おそらく当番の祭祀責任者八名を指していると思われる。船会、福会と

も毎年八名が協力して輪番で当年の祭祀当番にあたるわけ、ここでも祝聖会と同様に祭祀当番を請け負う小集団が祭祀を媒介として大集団に統合されるという祭祀組織の重層システムが推測されるが、この複数の姓で構成されている請負単位が、なにを立脚基盤としているのか、それがどのように継承されていくか等については明らかにできなかった。

『祁門船會規則』は、以下の特徴が指摘できる。

第一の特徴は、県全域を対象とした祭祀運営組織であるという点である。管見の限りでは、徽州文書のなかで県単位の祭祀運営を記録している唯一の文書である。運営組織、祭祀規定など様々な点で、農村の血縁、地縁集団に立脚する祭祀と大きく異なる。

第二の特徴は、運営請負組織である船会、福会の名簿をみると、一つの請負単位内に多様な姓が存在し、請負基盤が血縁関係に立脚していないと思われる点である。

農村社会内では、地縁を対象とした祭祀でも、祭祀運営は宗族の支派、房単位に請け負われる場合が多く、同じ徽州地方でも、県単位の祭祀と農村社会内の祭祀は請負組織の基盤が根本的に異なっていたことが予想される。

第三の特徴は、祭祀運営に関する具体的な手順が詳細

に記されていることである。これは、一般の農村祭祀にくらべて大がかりで多方面にわたって外部の専門職を要請していること、運営組織が大規模で当番のサイクルが一二年で長いこと、組織基盤が日常的に親しい血縁関係に立脚していないこと等の理由で、祭祀が継承されるために詳細な規約を成文化する必要があったのであろうと予想される。

『祁門船會規則』は運営規律の記載のみで、毎年の運営收支の記帳がない。そのため運営の実態は明らかにできないが、祭祀圏と社会関係との相関関係を考える上で興味深い史料である。

#### b 父系集団を基盤とするもの

地域社会に重層的に存在する宗族組織内の支派、房単位を組織基盤とした祭祀組織である。徽州の祭祀簿のなかの大多数を占め、<sup>(16)</sup>同地方において最も社会的に機能している生活の基礎単位が宗族組織内の支派、房、戸の単位であることを示している。

徽州における宗族制は明代以降、分節形成されたサブリニージの発達にともなって、宗祠と分祠の設置が定着し、<sup>(17)</sup>それにあわせて宗族内で実施する各種祭祀の様式に

も変化が生じた。族譜に規定される宗族祭祀の内容は多様である。例えば胡魁植氏は徽州の各種族譜の記載から宗族祭祀の内容を祠祭（祠堂で実施する祖先祭祀活動）、会祭（祠堂、祀田が設置されていない状況で運営組織をつくって実施する祖先祭祀活動）、家祭（祭神が宗族の始祖でなく支派の始祖である祭祀）、墓祭（祖先の墓でおこなう祭祀活動）に分類している。<sup>(18)</sup>運営簿では、清明節や冬至等の祖先祭祀に関する運営簿が最も多く、そのほかに祖先祭祀に直接関係ない社祭や元宵節が同族内で行われる場合もみられる。<sup>(19)</sup>

注目されるのは、宗族内の祖先祭祀運営に関して二つの運営組織方式が見られる点である。一つは宗族内で分枝された支派、房が請負単位になって、輪番制で祭祀の運営にあたる場合である。この場合、請負単位はその子孫に世襲的に継承される。一つは宗族内の支派単位の枠を越えて、有志が会組織を結成して祖先祭祀を実施する場合である。劉森氏は、同じ祖先祭祀でも、後者を「会祭」と称している。「会祭」では四世祖を祭るという『家礼』の規定に拘らず、族内で偉業を挙げた特定の個人を祭神とする場合が多く、宗族内部の分枝化にともない、血縁枠による純粋な輩分に基づいた祖先祭祀にあき

たらずに、有志が支派枠をこえて祭祀を行う動きがあったことを指摘している。<sup>(20)</sup>宗族内の有志によって組織した「会祭」については、次のB項で紹介したい。

支派、房が請負単位になって宗族祭祀を運営する場合も、運営組織を宗族組織から独立した一つの会組織として発足させることが多い。その会が全体（＝請負単位）の代表者全員）の合議によって運営され、輪番制で毎年の祭祀運営責任者を決めるといふ点においては、他の非血縁組織の組織原理と変わるところがない。すなわち合議制・輪番制の運営法を実施することによって、宗族制の秩序を支える長幼尊卑のヒエラルキカルな論理が極力排除されている。会の下で請負単位である各支派集団が平等な関係で結ばれることによつて、宗族内の特定の支派集団に力が集中することを未然に抑制する互酬均衡関係が働いていることが推定される。<sup>(21)</sup>

血縁祭祀組織の会は、独立した名称、例えば安義会、<sup>(22)</sup>萃思会等の名前をつけて運営を行う場合が多い。今回は代表例として王氏が清明節の祖先祭祀を運営するために組織された「萃思會」の序文の部分を紹介したい。

『黟縣王氏萃思會簿』雍正七年（乾隆四三年）（一七二九

一七七八）（歴史研究所所蔵）

#### 萃思會序

人之心思、散則易、聚則難。欲聚而不散、則會立焉。吾家細流諸會亦甚夥矣。論積貯、有豐嗇之不齊、計股分、有多寡之不一。然一會有一會之思、各會有各會之思、無不羣然伸敬、第粉粉綜理、未得□歸、亦非所以聯族姓、翕同氣之雅誼也。吾弟桐庵與衆商確、謂不齊者財、而可齊者會、不一者人、而至一者心。爰效周家徹法、什取其一、統豎一會、名曰萃思……

雍正七年歲次己酉清明日裔孫獻瑞敬撰

この序文は、当時の徽州社会において、

一、会が存在する理由

二、宗族内に存在する会組織の多様性と実態

三、宗族組織内に「会」（萃思會）を発足させる意義を明確にのべている点で注目される。

まず会の存在理由について、人の心は、散ることはたやすいが聚ることは難しいので、人の心が散らずに聚ることを目的として会が生まれるという。

こうして人々が聚った結果、宗族内部におびただしい数の「会」がおかれることになった。個の自発的な集合体であるこれらの会では、宗族内の個人が所有する財産

の多少に応じて、会の股分（持分）の多寡をわりあてる方式がとられた。ところが、多様な目的をもつて結成された会が宗族内に林立する状況は、個々の会がそれぞれを粉々とまとめているだけで、宗族全体がまとまり、心を團結させるための有効な所以とはならない。そこで相談の結果、周の租税法を手本にして、王氏の各支派が所有する族産の十分の一を運営資産として提供して、萃思會を結成することにきめたという。

個人がネットワークの拡大を欲して成立した会は、宗族全体の團結には結びつかず、かえって宗族全体の凝集力を弱めることにもなりうる。萃思會は、宗族が主体となって個を結合させるために発足した「会」なのである。注目されるのは、「個」がネットワークの充実のための聚をもとめる手段として用いた手段が「会」であるのと同時に、宗族という「既成組織」が組織を齊えるために利用したのも「会」である点である。

地域社会あるいは宗族組織においても、個人が主体的に参加する自律的な「会」と既成組織によって作られ個人が他律的に参加する「会」の双方が並存していた。個人は自らの意思で多様な目的の「会」に参加する一方で、地域を統制する「会」にも既成組織の一員として参加し

徽州文書にみられる「会」組織について

た。地域社会における「個人」の主体性と「既成組織」の統制という相反する論理が多様な「会」の存在を通じて相互抑制的な均衡関係を保っていたことが推定される。

B 個人の任意参加によるもの

次に、萃思會の序文において夥しい数の存在を指摘されていた、個人が自発的に組織した祭祀組織のケースを二つ紹介する。

『祁門世忠會各會清冊』崇禎一七年～道光一四年（一六四四～一八三四）、歴史研究所蔵。

この清冊には、祁門県福廣郷善和里の程氏内で組織された、世忠會、元宵會、文昌會、老君會、友善會、関帝會、地藏會、張王會、利濟會、英義會、正義會、叙義會、崇義會、復興會の会規および運営記録が記されているが、今回は残念ながら記載内容を詳細に閲覧することができなかった。

ところが、その後劉森氏の論文「清代祁門善和里程氏宗族的會組織」（『文物研究』第八輯、一九九三年十月、合肥）を読み、同論文に紹介されている厦門大学歴史系所蔵の徽州文書『徽州會社綜録』にも、同じ祁門善和里の程氏内の三三の会の規約が記録されていることを知っ

た。そこに記載されている会名は、歴史研究所蔵『祁門世忠會各會清冊』の会名とほぼ重なり、兩史料とも同一組織によって作成されたものと推定される。そこで今回は、劉氏が分析した善和里程氏内部の三三種の会の活動内容、組織構成、会首の選出方法を紹介しながら、宗族内の自発組織の特徴を考察したい。

劉氏によれば、これらの会は一部（1、「世忠会」）を除いて、宗族内の支派、房といった一定の血縁枠内に参加資格が限定されていないという。すなわちこれらの大半が、宗族内で個人が自己のネットワークの拡大のために支派枠をこえた仲間を得ようとして作られた組織であることが予想される。

次頁の表一は、劉氏論文をもとに筆者が作成した三三三の会の概要である。以下、表の各項目の簡単な説明をしておく。

まず、表の項目B、活動内容について、劉氏は、三三三の会を、活動内容から以下の五種類に分類している。

- ① 祁門善和里程氏の祖先信仰に関連する祭祀
- ② 文昌帝、関帝、周王等の一般神信仰に関連する祭祀
- ③ 寺院を中心に行われる仏教起源の祭祀
- ④ 橋、道路の修復等公共福祉ないし会員の結婚、子供の

誕生、入学等に関する福利を目的とする会

⑤ 元宵節、重陽節等の歳事に関連する祭祀

劉氏の紹介した各会の活動内容を、筆者の判断で上記①～⑤に分類したのが項目Bである。特徴的なのは、元宵節、関帝祭祀、周王祭祀等、目的を同一にする小規模の会が並存している点である。複数の小さな会が互いに関与せずに個別的に祭祀を行っていることが確認できる。Dの「会数」とは会内部で組織されている祭祀当番グループのグループ数を指す。

Eの会友／会は、各当番グループ内の人数を指す。

例えば、3「元宵燈會」の場合、当番グループが計九組（会）あり、各会の会友は一人なので、会全体の会友数は計九名である。一方、1「世忠会」の場合、当番グループが計一組（牌）あり、各牌は一〇人の会友から構成されている。が、第一牌の当番グループのみは、二人の会友しかいない。そのため会全体の会友数は一〇（人）×一〇（牌）＋二（人）＝一〇二（人）になる。当番グループの単位は、1「世忠会」が「牌」である以外は、「会」である。

注目されるのは、会の組織運営に「会股」の原理が用いられている点である。さきの萃思會の序文においても

表一 祁門県善和程氏会組織一覽

番号	A 会名	B 活動内容	C 活動期日	D 会数×E 会友数会↓ F 会友総数	注
1	世忠會	①	一月一三日	一一牌×一〇人/牌↓一〇二人	第一一牌の会友のみ二人
2	元宵庚子會	⑤	一月一五日	五会×一人/会↓四人	一人二股所有者あり
3	元宵燈會	①	一月一五日	九会×一人/会↓九人	
4	懺燈會	⑤、①	一七、一〇月 一五日	一八会×一人/会↓一八人	一年に三人が会首に当る
5	紀事會	⑤	一月天春日	?	六人
6	天春會	①	一月天春日	一四会×三人/会↓四人	一人  一股份制
7	文昌閣玉成會	②文昌帝	二月三日	八会×二人/会↓一六人	
8	老君會	②文昌帝	二月一五日	九会×二人/会↓一八人	
9	大士會	③	毎二、四八月	一三三会×一人/会↓一三三人	毎年闖で三人会首を決める
10	利濟會	④	不定期	六会×二人/会↓一三人	福祉活動が中心
11	老關帝會	②	五月朔日	四会×一人/会↓四人	
12	英義會	②關帝、文昌	不詳	六会×二人/会↓一二人	毎年闖で三人会首を決める
13	正義會	②關帝	不詳	五会×一人/会↓五人	
14	崇義會	②關帝	不詳	六会×一、二人/会↓六人	
15	叙義會	②關帝	不詳	八会×一人/会↓八人	
16	友善會	②關帝	不詳	八会×一人/会↓八人	
17	崇正會	②④關帝	不詳	一〇会×一人/会↓一〇人	

徽州文書にみられる「会」組織について

33	敬神會	③	一二月八日	六会×二人/会↓二人	
32	老經會	③	一〇月一五日	八会×三人/会↓三人	
31	報慈庵燃香勝會	③	一〇月一日		
30	十三周王會	②周宣靈威王	九月一三日	一〇会×三人/会↓三〇人	
29	十二周王會	②周宣靈威王	九月二日	八会×二人/会↓一六人	
28	十一周王會	②周宣靈威王	九月一日	八会×二人/会↓一六人	
27	重陽十廟會	⑤	九月九日	六会×二人/会↓二二人	
26	涼傘會	①	八月一八日	五会×二人/会↓一〇人	
25	佛士會	③	四月七日	六会×二人/会↓二二人	
24	鑾光會	①	八月一八日	一〇会×一二人/会↓?	關で会首を決定
23	樹燈會	①	八月一六日	一〇会×一人/会↓一〇人	
22	樂聖會	①	八月一五日	八会×三四人/会↓三〇人	会首は固定された三人の中から輪番で選出
21	地藏會	②	七月三〇日	六会×四人/会↓二三人	一人  一股份制 第五会のみ三人
20	老張王會	②東平浪王等	七月二四日	一三会×約二人/会↓二五人	一人  一股份制
19	新張王會	②東平浪王等	七月二四日	一一会×一四人/会↓二三人	会首は輪番制で選んだ一人と毎年固定した一人
18	復關會	②關帝	五月一三日	八会×一人/会↓八人	

「股分を計るに、多寡の不一あり（計股分、有多寡之不一）」と指摘されているように、会股の原理は自発組織の会運営を支える特徴的な原理である。会股とは、会組織内における祭祀当番グループの一種の請負権を指す。

以下会股制の実態について二つ例を挙げておく。

① 一会一殷システム

14 「崇義会」は当番グループが計六会あり、それに対応して当番の請負権の会股が六股ある。原則的には一会の祭祀当番を請け負う会友は一人で、一人が一股を所有している。しかし、第三会の会友は、程君視と程君垣の二人で、兩名の名前の下には、「二共半股」と記されており、一人当りの会の所有権が半股であることがわかる。すなわち一会一殷システムでは、一股の権利の共有者の数が多くなると、一人当りが所有する股の持ち分が少なくなることになる。

一方、2 「元宵庚子会」は小規模の会で、会数が五で毎会の会友数は一人で会股が五股ある。ところが第三会の会友と第五会の会友は、同じく程大有であり、彼は会股を二股所有していることになる。

② 一人一殷システム

一人一殷システムは、一会内の会友が複数で、比較的

大規模な会において見られる。6 「天春会」は、計一四会あり、毎会の会友数が三人で会友総数が四二名である。天春会では、一会の請負権利を一股とするのではなく、一人の請負分を一股としている。従って一会あたりの会股数が三股で、会の総会股数が四二股となる。一人一殷制は、他に一会の会友数が複数である、20 「老張王会」、21 「地藏会」においても採用されている。

このように会股制は祭祀当番の請負権の持分を示すシステムであるが、同時に祭祀に用いられた供物（豚肉等）を会員に分配する時の配分も会股の持分に依じて分けられている。会股制とは、個人が請負う財力、労力の配分を評価して、それに依じた報酬をあたえる互酬システムであると言えよう。

会組織に共通する特徴は、会員同士が合議制の下で平等関係で結ばれている点にある。しかし、現実に会員が請負うことが出来る財力、労力には個人差が存在する。そこで会股制を用いて、輪番制と合議制の原則をくずすことなく、能力差を運営システムに反映させたのである。個人の意向が発揮できる自発組織においては、単純な均等原理よりさらに現状に即した互酬関係が実施されていたことが確認される。



ところで、会股の原理をより推し進めると、一部の会員が会の資産や、会首の座を独占する状況も出現するようになる。劉氏は、一部の会友が会首を独占したために輪番制や会員の合議制といった大原則が崩れた例も紹介している。<sup>(23)</sup>しかし、当時の農村コミュニティにおいては、個人が特定の会で強いリーダーシップを発揮することよりも、むしろ同時に多数の会に参加して広範な友人関係を獲得し地域社会におけるネットワークの結節点に立つ人物となることのほうが重視される傾向があり、<sup>(24)</sup>会股制も伝統的な相互互酬の原則を維持するという前提下において機能したシステムであると推定される。

『祁門胡氏佛會簿』<sup>(25)</sup> (5) 雍正五年～嘉慶二〇年 (一七二七～一八一五)

次に『祁門胡氏佛會簿』の記録をもとに、自発組織の会の運営状況を紹介しよう。

序文によれば、この仏会は次のような経緯で発足した。康熙一九年 (一六八〇)、祁門胡氏は家廟を修築した後、家廟の右におかれていた寺院 (貴溪寺) も修築したが、<sup>(26)</sup>それを機会に、寺に僧を常住させ香煙が絶えないようにしようとする有志十三名が寺院管理を目的とした仏会を

作った。運営方法は会員がそれぞれ定額租二秤分に相当する田を提供し、その毎年の租収入を年ごとの時価でもって銀に換え、それを寺の運営費に充てるというものである。収租作業と寺院の運営管理は、毎年輪番で二名が担当した。

会は、こうして寺の運営費を支出した余剰の銀を用いて逐次祭田を購入し、会の資産を増やしていった。その結果、会の資産で毎年四月八日に仏誕祭祀をおこなうことが可能になり、康熙五二年 (一七一三) に至ると、さらに資産が増え、加えて一二月八日にも祭祀を実施することにした。

會簿の四頁には、康熙二八年 (一六八九) に会が発足された当時の、建会者一三名の名前が記録されている。その中の聯元、道煌、繼樂の三名については、氏名の下に小さく「際飛 四年孫退去」「道聲雍正十一年 世茂退去」「粥五 元年子退去」と記されている。すなわち聯元、繼樂の二名については、祭祀当番がそれぞれ子孫である際飛と粥五に継承された後、記載された年になんらかの事情で脱会したものと推定される。その結果会友の総数は、雍正一一年 (一七三三) 以降一〇股に減少した。

帳簿には、乾隆三二年（一七六七）における会友の一覧が以下の如く列記されている。

会友十股芳名列後

學祀 壹股	上圻	共壹股	賣與應月
邦湛 壹股	正謙	共壹股	賣與上金
	名壽	共壹股	乾隆三四年賣與三甲大傳
元祀 壹股	邦獻祀	壹股	
	日掄	己買半股	
上圻 壹股	拱廠	共壹股	
	邦堂		
詒燕 壹股	應貴	共壹股	賣與慶霖
	應月		

注目されるのは、建会当時は一三名の会友が一人一股制で当番を請負っていたのが、乾隆三二年に至ると、一〇股中七股が複数の会友で一股を請負うようになった点である。元祀の股に至っては、一人が半股を所有し、残りの半股をさらに二人が共有する、則ち一人が四分之一股を請け負うといった状況が出現している。さらに、多

くの股が子孫に継承するのみでなく、第三者に売買していたことも確認できる。

次に運営収支の概要を紹介しておく。帳簿には雍正八年から嘉慶二〇年（一七三〇～一八一五）の四月八日に行われた前年度の収支決算結果が、当年の会首（二名）によって記帳されている。毎年の記帳項目は、ほぼ以下の内容に大別できる。

- ① 当年の会所有田の租の収入額。毎年一一〇秤～一五〇秤位（秤は徽州一帯で収租量表記として用いられる単位で、ここでは一秤が二〇斤に相当する）。毎年租額が異なるので、実際に徴収した租の実額であると思われる。
- ② 年二回（四月と十二月）実施する仏会の運営費。この額は乾隆二一年までは六二秤、乾隆二九年以降は五六秤に固定されている。毎年定額を仏会を主催する寺院に渡して年二回の仏会の実施を請負わせるという方式をとっている。具体的には、蠟燭、朝食、夜食、茶、点心の費用等に使われる。
- ③ 会所有の田地の税糧の支出。三両前後。徴収した租穀を当時の換算率で銀に換えて税糧の費用に充てている。税糧の実際の支払いは、会に田地を提供した各会員が、それぞれ提供した田地の分の税糧を代納している。

表一 『胡氏佛會簿』にみられる米価の変動  
乾隆五〇年～嘉慶一三年(一七八五～一八〇八)

年代	両/秤	年代	両/秤	年代	両/秤
乾隆五〇年	〇・一八	乾隆五八年	〇・一八	嘉慶六年	〇・一九
乾隆五一年	〇・二八	乾隆五九年	〇・一八	嘉慶七年	〇・二二
乾隆五二年	〇・二五	乾隆六〇年	〇・一七	嘉慶八年	〇・二二
乾隆五三年	〇・一六	嘉慶一年	〇・一五	嘉慶九年	〇・二九
乾隆五四年	〇・一八	嘉慶二年	〇・一五	嘉慶一〇年	〇・二九
乾隆五五年	〇・一八	嘉慶三年	〇・一七	嘉慶一一年	〇・二九
乾隆五六年	〇・一四	嘉慶四年	〇・一八	嘉慶一二年	〇・二五
乾隆五七年	〇・一五	嘉慶五年	〇・一六	嘉慶一三年	〇・三二

④会の運営にともなう雑費支出。会首への報酬、会の所有する田の管理費用、宴会の酒代等。

⑤残りの米穀の会友全員への分配。①の収入から②③④の支出を除いた残りの額の米穀を、毎年必ず全会友に股分の割合に応じて分配している。この支出項目は「發胙」と表現されている。毎年の分配額は每股あたり四秤前後である。「發胙」は本来祭祀に用いられた供物の分配をさす。仏会において具体的に何を分配したのかは不明であるが、分胙した物を一度も具体的に記していないので、おそらく、米穀かあるいはそれを当時の換算率で替えた銀で分配したものとおもわれる。

⑥その他。祭田の売買、会の資産の会員への貸借等。

仏会の運営方法については、次の特徴が指摘できる。

第一の特徴は、運営財産を、所有する田地からの租収入↓銀の換算↓支出↓余剰の銀を用いて再度田地購入、という循環システムをもつて運用している点である。余剰銀の次年度繰越しや余剰銀の会員に対する貸付けによる利息収入もあるが、資産は一貫して田地を中心として管理されている。

第二の特徴は、毎年の仏会の運営費や会首への報酬などの金額を六二秤、二秤等と、銀額でなく収入源である穀額で定めている点にある。運営費をなぜ銀額で定めないのであろうか。これは当時の米価(米銀換算率)の変動の激しさが関係しているものと推定される。

帳簿では、毎年の税糧の支払額が銀額とそれに相当する米穀額で併記されているので、そこから毎年の米価を算出することが出来る。この地域の雍正年間から乾隆年間の米価は非常に激しく変動している。雍正年間には毎秤八分一錢であるが、乾隆二〇年代に一錢三分と上がり

はじめ、三〇年代には一錢三―五分、四〇年代には一錢六―八分になる。最も変動幅が激しい乾隆五〇年―嘉慶一三年までの米銀換算率を表二に示しておく。この期間には仏会の運営費用を五六秤に固定しているため、五六秤に相当する銀額は毎年の米銀換算率に対応して大きく増減したことになる。寺側は受領した五六秤を実際は換銀して運営費にあてたことが予想されるので、米銀換算率に呼応して毎年の佛会の運営規模も変動せざるをえなかったことが予想される。仮に仏会の運営費を銀額に固定すると、今度は米価に呼応して毎年会が寺側に与える穀額が変動することになり、会の資産運営そのものが不安定になる。すなわち活動内容よりも、資産運営の安定を優先したために、支出額を収入源である穀額で定めたものと推定される。この二つの特徴は、徽州の比較的長期間にわたって継承されている会に共通してみられるもので、会の循環システムを維持するために民衆が生み出した運営原理として注目される。

### 三 合会関係の会文書

帳簿の封面に『會書』、『會簿』と記された帳簿の大半は、合会の運営に関する簿冊である。清代徽州農村社会

徽州文書にみられる「会」組織について

には、様々な名目の合会が存在し、個人が積極的に複数の合会に参加していたことが、当時の日記や家計支出帳などから確認することができる。<sup>(27)</sup> 合会は、輪会、揺會、標会の三種類に分けることができるが、今回閲覧した會書は、輪会か揺會のいずれかであった。大半の記帳年代は清末から民国期にかけてであり、比較的新しいものといえる。合会の規約は、王宗培等において豊富な規約例が紹介されている。<sup>(28)</sup> ここでは、王宗培がとりあげていない康熙年間の合会規約を紹介する。

#### 『何我占會規』康熙五十四年（一七一五）

康熙伍拾肆年十一月二十日 首會 何我占

會證 觀廷

- 一議、會期每年十一月五月付揺。風雨不移。
- 一議定、揺會、無論全色點大者、儘前不儘後。
- 一議定、平係足九八色、係爪紋。
- 一議、每會設席貳桌、扣銀貳兩肆錢。
- 一議、此會公揺、不讓不押不欠。
- 一議定、揺得會之時當即交清。會外之帳、不得在會内消算。
- 一議、會證、每次酬資參星。

首會每位出銀拾伍兩、共成壹百伍拾兩付首會收。

第二會首會出銀拾捌兩、未得十友各出拾參兩貳錢。

第三會已得者各出銀拾捌兩、未得九股各出銀拾貳兩

陸錢陸分柒厘。

第四會已得者各出銀拾捌兩、未得八股各出銀拾貳兩

第五會已得者各出銀拾捌兩、未得七股各出銀拾壹兩

壹錢肆分參厘

第六會已得者各出銀拾捌兩、未得六股各出銀拾兩

第七會已得者各出銀拾捌兩、未得五股各出銀捌兩

肆錢

第八會已得者各出銀拾捌兩、未得四股各出銀陸兩

第九會已得者各出銀拾捌兩、未得三股各出銀貳兩

第十會已得者各出銀拾捌兩、未得二股不付、餘利銀

拾貳兩公分

第十一會已得者各出銀拾捌兩、未得二股不付、餘利

銀拾貳兩公分

末會已得者各出銀拾捌兩、未得者不付、餘利銀參拾

兩公分

餘利分例

首會與二三兩會不分餘利

四會分餘利銀肆兩 五會分餘利銀伍兩

六會分餘利銀柒兩 七會分餘利銀柒兩

八會分餘利銀柒兩 九會分餘利銀伍兩

十會分餘利銀肆兩 十一會分餘利銀參兩

會友台甫列左

坤含老侄

吳爾嘉翁

呂永清兄

程肇敏兄江

虞載表弟

吳以千表弟

洪堯章兄

胡濟遠表弟

彤耀尊叔

源順寶店

樵吉老侄

雅存老侄

吳其藩兄頂 五會

覲廷老侄孫

合

合 四會

三會  
二會

坤含頂

表三 『何我占會規』における銀両の授受関係

① ②	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回
首 会	(150.0)	18.0 (150.0)	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
二 会	15.0	13.2	18.0 (150.0)	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
三 会	15.0	13.2	12.667	18.0 (150.0)	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
四 会	15.0	13.2	12.667	12.0	18.0 (150.0)	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
五 会	15.0	13.2	12.667	12.0	11.143	18.0 (150.0)	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
六 会	15.0	13.2	12.667	12.0	11.143	10.0	18.0 (150.0)	18.0	18.0	18.0	18.0
七 会	15.0	13.2	12.667	12.0	11.143	10.0	8.4	18.0 (150.0)	18.0	18.0	18.0
八 会	15.0	13.2	12.667	12.0	11.143	10.0	8.4	6.0	18.0 (150.0)	18.0	18.0
九 会	15.0	13.2	12.667	12.0	11.143	10.0	8.4	6.0	2.0	18.0 (150.0)	18.0
十 会	15.0	13.2	12.667	12.0	11.143	10.0	8.4	6.0	2.0	0	18.0 (150.0)
十一会	15.0	13.2	12.667	12.0	11.143	10.0	8.4	6.0	2.0	0	0
									(12.0) 餘利銀	(12.0) 餘利銀	(30.0) 餘利銀

説明：①は実施回数を、②は「得会」（150両を受けとる人）の順番をあらわす。例えば第1回目は、10人が15両ずつ出し、首会（何我占）がその150両を受け取った。第4回目は、すでに150両を受け取った3人は18両ずつ、残りの7人は12両ずつ出し、骰子をふって第四会の得会になった人が150両を受け取った。

この合会は、搖會（第一回は会額を会首が受け取り、二回目以降は輪会毎に全員が骰子を振り、点数が最も多い会員が会額を得る方式）であり、毎回の受け取り金額が一定であり、支払額が回数をおうごとに減少していく「縮金式」を採用している。会規では以下の要綱を定めている。

- 一、期日を毎年一月五日と定める。
- 二、搖會で会員が骰子を振った時は、振った骰子の目にぞる目があるかどうかには関係なく、目を足した数が最も大きい者が得会者（その回の会額を受領する人）となる。複数者に同じ目がでた場合は、先に振った人を優先する。
- 三、あつかう銀は「九七色銀」（當時九七パーセントの品位とされていた銀）である。
- 四、毎回二卓の宴席を設け、そのための費用二両四銭を会費から差し引

く。

五、会に参加する権利を他人に譲渡したり、担保にしたり、欠かしたりしてはならない。

六、金銭の受け渡しその場ですぐ行い、会の外で発生した貸借関係を会によって清算してはいけない。

七、会の保証人は毎回三パーセントの報酬を受け取る。

次に、具体的な金額が提示されている。

この記載にもとづいて各会員の毎期の金銭の受け取りを表三にまとめてみた。

第一〇、一一、一二会は総額が一五〇兩を越えてしまい、余り(余利銀)が生じるので、その分配方法が定められている。

最後に会員名が記されている。会員の姓は、会首と同じ何姓以外に、呉、呂、程、江、洪姓と計六姓により組織されており、会首の血縁関係のみに支えられて組織されたのではないことがわかる。また、注目されるのは、呉爾嘉(翁)と呂永清(兄)の会員名について

呉爾嘉(翁)  
呂永清(兄) 合

と二人の名前の横に小さく「合」と記されていることである。程肇敏と江虞載、呉以千と洪堯章についても同様

に「合」と書かれていた。つまりこれら三組は、連名で会の一役(出資単位)の持分を所有している。さらに会友名に「源順寶店」と店舗の名称が書かれている場合もあり、会の構成単位が個人に限定されていないのがわかる。これらのことから、個人が主体的に組織した合会組織においては、個人が主体的に組織した祭祀組織の場合と同様に、会股份制が用いられていることが確認できる。

#### 四 その他の会簿

上述の祭祀会簿、会書以外に、歴史研究所において、次の三種の会簿を閲覧することが出来た。

##### ① 郷約会の運営会簿

『祁門侯潭約會十二家收支簿』乾隆六十年～道光七年(一七九五～一八二七)

##### ② 橋を管理する会の運営会簿

『橋会收支帳簿』光緒二年～民国二四年(一八七六～一九三五)

##### ③ 文会の運営会簿

『率溪書院文会簿』康熙五〇年～乾隆一四年(一七一～一七四九)

この中から①の郷約に関する会簿を紹介したい。

『祁門侯潭約會十二家收支簿』

祁門縣城から二〇里離れた侯潭にすむ一二家が組織した約會の運営簿である。帳簿の毎年の支出項目に、「六兩 郷約辛俸二位（嘉慶七年）」「三兩六錢 馬老師講約禮。一兩四錢 講約供給費（嘉慶九年）」等の記載がみられる。このことから、この会では毎年外部から老師を招いて郷約の講読会を実施しており、その運営のためにこの「約會」を組織したものと推定される。講約の具体的な内容は記載されていないが、おそらく清代以降徽州の各地で展開された、雍正帝の聖諭広訓や国家の發布した告示の講読解釈等の実施である<sup>(29)</sup>。

一方この会は、郷約の講読以外に多種多様な活動を実施しており、郷約の講読は会を成立させるための大義名分に過ぎず、むしろその他の活動の方にウエイトがかかっている点が目される。まず序文をあげておく。

侯潭約會序

約會之設、自古有之、所以備官役於不時、養人心於渾穆。有振興孝弟之功、有相與友助之益、事不甚費、利莫大焉。吾約共十二家、上自路公礪、下至朶樹坳、比隣而居、離城較近、差搖繁多、支持弗易。且各戶貧富不等、凡遇公事、甚費周張。於乾隆五十四年大

徽州文書にみられる「会」組織について

衆相商立一會、每戶輸銀貳兩、共二十四兩、又勸諭各戶紳士量力捐輸銀參拾捌兩七錢。二共湊銀陸拾貳兩七錢、每年輪派二戶經管。其銀擇約內殷實之家承領生息、訂期每年十月十五日齊集。經管之家、眼同清算、備酌歛待。今於乾隆六十年、已届一週、算明存銀壹佰捌拾餘兩。杰也衰老無文、前荷諸君子不棄、推爲會首、創興此議。今垂暮龍鍾、猶得頽然扶杖、目覩功成、何幸如之。伏願自今以往、愈積愈豐、家給戶足、人康物阜、俗美風醇、婚姻喪葬禮義克敦、又何公事之弗勇躍爭先乎。且願諸君子同德同心、矢公矢慎、勸善規過、興利除弊、共享世昇平之福、永垂千載於勿替也。可是爲序。

乾隆六十年歲在乙卯孟冬月郡痒生

覃恩勅封直隸沙河尉侯潭八十三歲老人汪明杰謹撰

乾隆五十四年樂輸芳名

饒聯登戶	貳兩	方元茂戶	貳兩
汪文聘戶	貳兩	汪復初戶	貳兩
汪俊泰戶	貳兩	汪有功戶	貳兩
汪樹德戶	貳兩	汪德彰戶	貳兩
汪裕魁戶	貳兩	汪天漢戶	貳兩
汪時有戶	貳兩	邵永昌戶	貳兩



この会は、侯潭にすむ汪、方、邵、饒の四姓計十二戸による地縁組織である。序言では、約会は「不時における官役に備えて」設立したといい、郷約については触れていない。差搖の出費に備えて、毎戸が二両ずつ出資し、それに各戸の紳士から集めた捐輸を加えた計六二兩七錢を会の設立資金にした。その後、毎年二戸が輪番制で資産の運用にあたった結果、六年後に会の資金が一八〇兩余りになったという。わずか六年間で会の資産が三倍になったわけで、たんに差搖の支出に対応するのみのために設立された会でないことがうかがわれる。

この「侯潭約會」は陳柯雲氏の論文においても紹介されている。陳氏は収支項目にみられる会の活動内容を、以下の五点に要約している。<sup>(30)</sup>

- 一、郷約の講読
- 二、差役関係（税糧督促に頻繁に村を訪れるに官吏に対するつけとどけ、この地域に課された差徭、税糧納付の処理担当者に対する手当の給付）
- 三、書院への寄付、科擧の支援。（県城内の文昌宮、梅城書院への捐納、郷約会員の子弟の府県試受験に関する費用、子弟が秀才に合格した時の祝儀等）
- 四、会の資産による田地の購入

五、会の資産を富有者に貸付け利息収入を得る。

これら広範な活動内容を通じて、この侯潭約会は当時の地域社会においておおよそ次の二つの機能を持つ組織であったと推定することができる。

一つには、地方政府が侯潭地方に対して下した諸要求に対応する組織として機能していた。協約の講読、催糧にきた役人へのつけとどけへの等の行為があげられる。

二つには、侯潭地域の発展を促進するための共同事業を実施する組織としても機能していた。これに関しては、まず地域の発展にかかわる科擧に関する諸費用をだしているという点から確認することが出来る。さらに約会がこの点に関して最も積極的におこなった行動は、会員が約会の資産を利用して実施した財テク活動である。この会は資産が毎年十パーセントずつ増えている。主な原因は序文に「其の銀は約内の殷實之家を擇び、生じる息を承領する」とあるように、資産を富裕の家に貸し付けて、利息収入を得たことによる、利息は「毎月一分」である。実際の毎年の収入欄をみると元金に対する一割一割二分の利息が資産として累積されている。その結果、創設時の六二兩七錢が乾隆六十年には一八〇兩、一〇年後の嘉慶一〇年の銀収入総額が四三七兩、嘉慶二〇年には九

七〇兩に達した。帳簿には貸し付け者の氏名が書いてあるのみでその金の用途については一切記載がないが、おそらく商業活動に関係する融資であったことが予想される。

侯潭約会は嘉慶九年以降、蓄積された銀を用いて田地購入をはじめ。田地の購入状況も陳柯雲氏の論文にまとめられているが、それによると会は計一二回にわたって一二五七兩の銀を使って田を購入した。帳簿の終頁の道光七年に至ると、銀の収入総額は二四六兩になっており、蓄積された資産の大半が田地の購入に費やされたことがわかる。

本稿では仏会、約會の運営方法を、及び前稿では祝聖会の運営方法を紹介したが、管見の限りでは、徽州の会組織の大半は、銀と不動産を併用して資産を運用している。そして当時の米価、地価、銀の貸し付け需要等の現状に応じて資産に銀と田産の占める比率を調整している。約會にみられるように時機に乗じて資産の拡大を図る活動もみられるが、最終的にはその資産を田産に転換して資産の安定化を図る傾向がみられる。そして恒産から得る安定した収入を様々な名目をもって会員や地域全体に還元することによって地域社会の安定化に寄与している。侯潭約會は、地方政府が侯潭の住民に対して要求した郷

約、催糧等に対処することを名目に発足している。やがてそれ以外の融資活動をはじめとする様々な共同事業を展開した。約會組織は、上位者からの要求である郷約を実施したという意味では他律的な側面も認められるが、同時にそれをはるかに凌ぐ主体的な力量をそなえた会であったといえよう。

## 五 おわりに

以上、徽州社会における「会」組織の特徴について考察を加えた。

清代徽州社会には、様々な「会」組織が存在したが、その組織構成を中心として考えると、A既成組織が主体的に作った組織と、B個人が自律的に作った組織という二つの範疇に分類することができる。

Aは、既成集団が地域に重層的に存在する小集団の結合を図るために結成した会で、個人は帰属する小集団を通じて他律的に会に参加した。多くの場合、組織を構成する小集団が請負単位となり、輪班制で運営にあたった。請負単位である小集団間士は会組織の下、平等な関係で結ばれた。Bは、個人が所属する単位枠をこえて自律的に参加した会である。これら任意参加の会に関しても責

任者の輪番制や合議制といったAと共通した運営原理が認められるが、それに加えて個人の会員間の請負い能力の差を運営システムに反映する方法として会股制が多く用いられ、会股権の売買も行われた。

このように会は、「個」がネットワークの拡大を求め手段として用いられると同時に、「既成組織」が組織を統合するための手段としても用いられた。地域あるいは宗族組織においては、これらの二系統の「会」が並存し、個人は自らの意思で多様な「会」に参加する一方で、組織を統合する「会」にも既成組織の一員として参加した。地域社会あるいは宗族組織の内部において「個人」の自律性と「既成組織」の統制という相反する論理が存在し、ともに会の共通原理に支えられることによつて相互抑制的な均衡関係をもつていたことが予想される。

かつて根岸侑氏は、都市の会組織の一つである「会館」の会計制度について、その会計運営が厳正であることとを明らかにし、その特質を以下のように指摘した。<sup>(31)</sup>

「会館は成員が私益を追求するために組織した団体なりと解されやすい。しかし会館においては概ね私曲行はれることなく、綿々として数百年に垂れるものが多い。

(中略) 会館の会計制度は国家のそれに倣ったものだが、

国家会計の紊乱せることは世人周知の所である。会館の団体制度も亦宗族のそれに擬したのだが、高名なる范氏義荘を始め、諸姓義荘に於て私曲を営むもの絶えざる事は諸文献に照し疑ふべき余地がない。奉公心は国家や宗族よりも寧ろ会館において著しく現はれる。しかもその美風は長きに伝わつて衰へない。会計を通じて会館を見るも、世間伝ふる如く成員の私益追求機関でなく、公共団体たることが判る。」

根岸氏は、会館の会計制度が国家のそれよりもはるかに厳正な運営が行われ、成員が積極的に会のために力をつくすことから、「公共団体」としての性格を備えていると指摘している。そして会館が国家制度よりすぐれて公共的である原因として、運営会計を特定の責任者に委ねるのでなく、成員が輪番で担当し年毎の収支を全員が監査するシステムが機能していた点を挙げている。根岸氏が指摘した会の「公共団体」的な性格は、本稿で紹介した徽州の会組織の運営方法にもひとしく見出されるものである。

中国農村社会研究においては、地域に土着する宗族制や会組織などの民間組織と、国家の行政政策によつて農村に組織された保甲制、里甲制など政府の末端組織との

歴史的相互関係を明らかにすることが研究課題の一つとなつてゐる。そして地域の土着の基層組織が政府の末端組織と接触するプロセスを経て、中国の全体社会の支配構造に取り込まれるというメカニズムの存在が指摘されているが、本稿で紹介した会組織のように、ヒエラルキカルな原理に取り込まれることがなく、合議制と相互互酬の運営原理を貫くことによつて、個人の自律性と組織の統制との均衡関係を長期間にわたつて維持しえた組織も存在したのである。そして民間の「会」組織のほうが、運営原理の面において政府の統治組織に比べてより「公共的性格」を内在していたという点は、中国農村社会構造の全体像を解明する上での一つの手がかりとならう。

今回は、徽州文書の一部の会簿の紹介を通じて、農村社会の生活空間における共同関係の一例を提示することにとどまつた。今後は他地域における様々な共同関係の研究と比較検討することによつて、今回指摘した民衆の行動原理が、中国農村社会全体においてどこまで普遍化されるものなのか考察していきたい。

#### 註

(1) 徽州文書の分類法、各文書の紹介については、周紹泉

徽州文書にみられる「会」組織について

(岸本美緒訳)「徽州文書の分類」『史潮』新三二号、一九九三年、徽州文書の概況については、臼井佐知子「徽州文書と徽州研究」、同、などを参照。

(2) 『徽州千年契約文書』の概要については、鶴見尚弘「中国社会科学院歴史研究所収蔵整理徽州千年契約文書」『東洋学報』七六卷一・二号、一九九四年、を参照。

(3) 徽州文書の帳簿史料を利用した研究としては、收租簿を用いて、租佃関係を分析した、①章有義『明清徽州土地関係研究』、北京、中国社会科学出版社、一九八四年、②同『近代徽州租佃関係案例研究』、北京、中国社会科学出版社、一九八八年。③祭祀会簿を用いた拙稿「明清時代、徽州農村社会における祭祀組織について」『祝聖会簿』の紹介―(一)―(二)―『史学(慶大)』五九卷一、二・三号、一九九〇年等がある。

(4) 旧中国の「会」について、旗田巍は以下のように定義する。「華北の農村には農民の集団生活の必要から生まれた会という団体が普遍的に存在する。それは、農作物の看視、廟の祭礼、諸行事、金融、娯楽、村政一般の処理の他、様々な集団的行動が必要とされるときに作られる団体であり、彼らの集団生活の一般的存在様式である。」(「廟の祭礼を中心とする華北村落の会―河北省順義県沙井村の辦五会―」小林弘二編『旧中国農村再考―変革の起点を問う』アジア経済研究所、一九九六年。華北の会組織に関しては、『農村慣行調査』をベースとした多くの研究が発表されている。

最近の研究では、『順天府檔案』を用いた小田則子「清代

の華北農村における青苗会について—嘉慶年間以降の順天府宝坻県の事例より—『史林』七八卷一号、一九九五年、が挙げられる。最近出版された陳宝良『中国的社与会』杭州、浙江人民出版社、一九九六年、は、中国の「社」「会」組織に関するもつとも総括的な研究である。

(5) 注3⑤論文および拙稿「清代徽州農村社会における生員のコミュニティについて」『史学』六四卷三・四号、一九九五年。

(6) 朝鮮の「契」については、①伊藤亜人「韓国村落社会における契」『東洋文化研究所紀要』七一冊、一九七五。

②崔在錫『韓国農村社会研究』学生社、一九七九。③鈴木栄太郎「朝鮮の農村社会集団について」『鈴木栄太郎全集 V』、未来社、一九七三年。日本の「講」については、④桜井徳太郎『講集団成立過程の研究』吉川弘文館、一九六二年。⑤鈴木栄太郎「日本農村社会学原理 第五章 日本農村における社会集団 第四節 講中集団」『鈴木栄太郎全集 I』未来社、一九六八年。鈴木③論文は、講集団と契集団の比較検討を試み、アジアに共通する農民の行動原理の存在を示唆している。

(7) この点は、伊藤亜人氏の韓国農村社会の秩序構造と契組織との関係に関する指摘に示唆を受けた(前注①論文)。伊藤氏は、韓国の農村社会において、ヒエラルキカルな区分に基づく秩序を支える長幼の序や父系血縁による門中原理は儒教倫理体系によって支えられ、テキストが与えられているのに対し、契やプマシにおける相互互換の原理はこれに対抗しえるような明確な倫理的拠り所を持

たないのが現実であると指摘している。伊藤氏が紹介する契は本稿で紹介する徽州地方における会組織と多くの共通する性格を有するが、次の二つの相違点が認められる。一、中国では宗族組織の内部にも平等互恵を原則とした会の組織原理が積極的にとりいれられているが、韓国においては大半の契は親族をこえた関係で結ばれており、門中(父系血縁集団)内部での契による共同行為はあまりみられない。二、会には、出資量に応じて請負権利の持分をきめる会股份制が用いられているが、契においては平等の原則が非常に徹底しており柔軟性に欠ける。中国の会の組織原理は契、講組織と比べて十分に明らかにされていない。将来これら三組織を組織構成の点から比較検討してみたい。

(8) 注3論文⑤。

(9) 張仙は神の名。張仙神が天狗を射て子供を保護する画像は古くから民間に流布し、やがて求子信仰の祭神として定着した。この『張仙会簿』は、会の具体的な活動内容、運営方式についての記載は見られなかったが、その序文から、求子信仰に関連する祭祀活動を目的として組織された会であることがわかる。参考までに、その序文と規約を記す。

嘗觀紫府玄論、謂諸神者、無非務德廣濟、功各有歸者也。然諸神有廣濟之功、亦僅廣濟而已。求其綿人間之族氏、而俾世世賴其功於無已也。則張仙是而諸神不與焉。蓋張仙不惟能濟人之所有、而且能濟人之所無。不惟能保人之所易、而尤能保人之所難。斯其多生之德、

其視諸神廣濟之功、不已高出萬萬者耶。故諺曰、張仙者、孝神也、福神也。夫所謂孝神者、掌天下之嗣續、握人間之孕育、宥愆賜慶而熊羆之夢葉焉、麟鳳之祥應焉、使人不致嘆後嗣於維艱也。曰福神者、司無疆之天祿、宰非常之人爵、既生絲佑而萬鍾之奉降焉、三命之榮及焉、使人不至嗟有生之未全者也。然此皆餘慶之家多賴焉。以故我等仰慕輸忱、各出錙銖、傾財蓄利、以供聖誕、庶不致簡神褻神而冀神之應、余凡有禱也、捷若桴鼓。寫斯固余等之素心、而亦張仙之能事也歟。龍飛乾隆戊戌歲仲冬月之吉 穀旦

一、会規、聖誕之期、各股俱要齋集、如有不到、甘罰銀五分。

一、要位衣冠整肅、如有不恭者、甘罰銀參分。  
一、飲酒者毋許擁酒撒澆、如違者、甘罰銀五分。  
一、刁頑執拗者、不遵會典者、甘罰銀五分。  
一、毋許幼婦抵替迎神賽會者、甘罰銀五分。  
一、毋許解公借私坐抵私帳者、衆罰銀壹錢。原物照依交會、不得狡猾支吾。

(10) 太子會は、徽州の各地に伝わる迎神賽會である。太子神の起源は唐朝に徽州一带を平定した汪華の子、唐朝安史の乱の際江淮を保障した張巡、昔の有徳者等の説があり、その祭祀の期日も地方によって異なる。同会簿の太子会は、十八朝（一月一八日）に祭祀を実施している。

(11) この組織の分類方法は、伊藤氏（注6①論文）の韓国の契組織の分類方法を借用した。ただし、筆者の場合は、

徽州文書にみられる「会」組織について

会簿の断片的な記載から推定した組織構成を伊藤氏の提示した範疇にしたがって分類を試みたにすぎず、氏のようにフィールドワークによって組織の全体像を把握した上で行ったのではないという問題点が存在する。

(12) 立合議西隅胡・唐二姓人等、縁因本隅有太子神會、自乾隆年間起至今四十餘年無有異言。因近事以來人心不一、各懷異見、以至遞年利息出入等項、往々循私擅行無忌。若不重新相議、將來異弊百出、不日將散。是以二姓人等重新邀集、合議其遞年租息算帳、值首者輪流挨管、當各體公心、毋得私自循私；定例開列於五。

一、定本會內人等、毋許私自強借、其有強借者、毋許入會、斷不拘情。  
一、定會分爲十二股、一年一換輪流值首、毋得推挨。  
一、定十八朝辦祭、值年者、董事、其祭儀等物、十二股均喫均散、若有不到者、毋得散胙。  
一、定遞年收租、值年者與前值年者一人收管……

(13) 黃強「中国江南民間『送瘟船』祭祀活動研究」『中国民間文化—中国神秘文化研究』一九九三年四期（総一二集）、学林出版社。

黃石『端午禮俗史』香港秦興書局、一九六三年。

(14) 道光『祁門縣志』卷五、風俗。

(15) 「首人」の名称は、例えば、船会の祭祀規約の端陽節に関するの規定において、「首人四位托物進廟（捧神面一位、提帽一位、執旗一位、捧兒郎物一位）、又首人一位執酒壺一把敬酒衆兒郎每位敬酒一杯。首人八位趕船。」と

記載があり、儀礼の責任者的役であったことが予想される。

- (16) 血縁祭祀の運営記録は、本稿で紹介する祭祀会簿以外に、族譜においても、祖先祭祀の運営に関する規約の項目を見出すことが出来る。

- (17) 鈴木博之「明代における宗祠の形成」『集刊東洋学』七一号、一九九四年。

- (18) 胡槐植「徽州宗族祭祀制度」(一九九五年国際徽学術討論会発表論文)

- (19) 同族内の社祭祀について、牧野巽「明代における同族の社祭祀録の一例―休寧茗洲呉氏家記社会記について―」『牧野巽著作集』第三巻『近世中国宗族研究』御茶の水書房、一九八〇年。

- (20) 劉森「清代徽州的“会”與“会祭”―以祁門善和里程氏为中心」『江淮論壇』一九九五年四期。

- (21) 例えば、祁門縣善和里程氏仁山門東房派の族規である『寶山公家議』(黄山書社、一九九三)では、五房の支派集団が族産の管理において平等であるべきことが規約の随所において強調されている。族産の管理、祖先祭祀の実施はすべて五房が輪番で担当し、特定の房が族産を私物化することを防止するための、監査システムも設けられていた。『寶山公家議』では特に族産、祭祀運営に関する独立した会組織は設立していないが、その運営原理は会の運営方式と一致する。

- (22) 『胡氏安義會公議書』乾隆五五年―道光二年(一七九〇―一八二二)、歴史研究所蔵。

- (23) 例えば、7「文昌閣玉成会」は、二人×八会のシステ

ムであったが、会首役を毎回程捷一人が独占したので、それに不満をいだく会員から彼を排除する要求がでた。その他、会首役は特定の一人に毎年やらせて、その他の会員は輪番制で会首とともに運営当番にあたるという「輪流互搭」の方式も見られたという。

- (24) 例えば、清代婺源縣慶源村の生員、詹元相の記した『畏齋日記』によれば、当時彼は、金融互助、祭祀運営、文化娯楽に関する計九種類の会に参加していた。注5拙稿(一九九五年論文)参照。

- (25) 同会簿は、前掲『徽州千年契約文書』第二編、巻一一、一―一九〇頁に所収されている。

- (26) 佛会の所在地は会簿には記載されていなかったが、佛会を開催した「貴溪寺」については、道光『祁門縣志』、卷十寺觀、の一二都に「貴溪寺は胡氏の傍に在り。唐貞觀二年に建つ」と所在が確認することができる。

- (27) 『畏齋日記』の記載によれば、当時詹氏は同時に三種の合会に参加していた(注24参照)。「乾隆休寧黃氏家用収支帳」(『徽州千年契約文書』第八卷所収)の支出入の記載を見ても、記帳者が定期的に「会」に一―四兩程度の銀兩を支払っていることが確認できる。

- (28) 王宗培『中国之合会』、中国合作学社、一九三一年、第五章會之書類。楊西孟『中国合会之研究』(国立中央研究院社会科学研究所叢刊第四種)、一九三四、商務印書館。
- (29) 清代以降の郷約については、清水盛光『中国郷村社会論』、岩波書店、一九五一年、第三章。寺田浩明「明清法秩序における約の性格」『アジアから考える』4 社会と

国家』東大出版会、一九九四年。

(30) 陳柯雲「略論明清徽州の郷約」『中国史研究』一九九〇年四期。侯潭約會の概要については、陳氏の研究成果から学んだことが多々あることをお断りしておきたい。

(31) 根岸侑『中国のギルド』日本評論新社、一九五三年。一九七頁。